

## 文化事業等補助金交付要綱

平成11年3月24日  
平成28年4月1日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人 西宮市文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）が、文化事業を促進し、もって地域の芸術、文化の向上に寄与することを目的として行う文化事業等に要する経費の全部又は一部及び文化振興財団の人件費等を補助することに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、芸術・文化事業等とは、文化振興財団が行う次のものをいう。

- (1) 芸術・文化の鑑賞、振興、育成事業
- (2) その他西宮市との協議において実施する芸術・文化事業

### (補助金の交付)

第3条 市は、予算の範囲内において、次に掲げる経費の全部又は一部について、補助金を交付するものとする。

- (1) 文化振興財団が実施する事業のうち、前条に掲げる事業に係る経費
- (2) 次に掲げる人件費等
  - ア 市が文化振興財団に派遣し、専ら文化振興財団の業務に従事している職員に係る人件費負担額
  - イ 文化振興財団の役員に関する人件費
- (3) その他市長が必要と認める事業に係る経費

### (交付の申請等)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする場合は、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日、西宮市規則第81号（以下「規則」という。）第5条に定める補助金等交付申請書（様式第1号）をその定める日までに、市長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、補助金の交付決定を行い、その旨を文化振興財団に通知するものとする。

### (補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付は、交付決定後、請求に基づき行う。ただし、第3条第1号及び第3条第2号イに係る補助金の交付は、四半期ごとに分けて行う。又第3条第2号ア及び第3号に該当するものについては、請求後、速やかに行う。

### (実績報告)

第7条 事業実績報告書は、当該年度の事業決算終了後、速やかに、市長に提出しなければならない。

### (雑則)

第8条 補助金の取扱いに関しては、要綱に定めるほか、規則によるものとする。

(付則)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

(付則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。